

ここが 知りたい! 一問一答

◆◆ 照会申出書の送付 ◆◆

Q15

どのような案件で、照会申出書の送付を「差支える」とするのが適当でしょうか。

A15

照会先は、照会の趣旨に応じた報告をなすべき義務を負うとされている（大阪高裁昭和51年12月21日判決ほか）一方で、照会の必要性・相当性を十分に検討せず漫然と回答をした場合には、照会対象者から損害賠償を請求されるおそれがあります（同判決ほか）。

そこで、照会先に対して、照会の必要性・相当性を判断するための十分な材料を提示し、スムーズな回答を促すため、原則として照会申出書を送付することとなっています（副本方式）。

しかしながら、様々な事情から照会先に詳しい照会理由を明らかにしたくない、あるいは、すべきではないと考えられる場合には、照会申出書の送付を「差支える」とすることができます。なお、「差支える」とする場合には、その理由を明示していただくことになっています。

例えば、配偶者の不貞相手を被告として損害賠償を請求するに際し、その勤務先に対して何らかの照会をする場合などに、事件の詳細な内容が明らかになると、今後、相手方がその勤務先で仕事を継続する上で、必要以上の不利益を被るおそれがあります。性的被害を理由とする損害賠償請求事件において、損害額確定のため、被害者の勤務先に対して給料等の照会をする場合も同様です。

また、離婚事件に絡んで、子供の就学している学校に対して照会を求めた例もありますが、この場合に事件の詳細が照会先に明らかになると、「子の福祉」という法益が事実上侵害される可能性があります。このように、第三者の不利益が予想される場合には、とくに

弁護士会 照会制度

<連載第6回>

慎重に対応していただきたいと思います。

上記のような照会については、「差支える」とする以前に、そもそも、照会の必要性についての記載が十分ではないものも多いのが実状です。照会対象者に不利益が予想される場合は、それを越える必要性（必要不可欠な証拠であること、ほかに入手方法がないことなど）を分かりやすく記載してください。

その他「差支える」とされる例として、事件の詳細な内容が照会先に明らかになると、照会先から相手方に伝わり、かえって逆効果となる場合が考えられます。ただし、事件の内容如何にかかわらず、照会先は、回答するに際し、照会対象者に確認を取る例も多くみられますので（近時は個人情報保護の流れもあり、顕著です）、「差支える」にしたからといって、密行性が保障されるものではない点に、くれぐれも、ご注意ください。

Q16

照会申出書の送付を「差支える」とした場合、照会事項書に改めて「受任事件」および「照会を求める理由」を記載しなければならないのでしょうか。

A16

照会申出書の送付を「差支える」とした場合、照会先には、照会事項書のみが送付されることになるので照会事項書にあらためて「受任事件」および「照会を求める理由」を記載していただく必要があります。照会先では、この記載が必要性・相当性の唯一の判断材料となるわけですから、説得力の乏しいものと、「照会の必要性が認められない」として回答拒否の可能性が高まりますし、そもそも、適正な判断を可能とする最低限の記載がないと考えられる場合には、会として補正をお願いすることとなります。なお、「当事者」の実名を明らかにできない場合でも、具体的事件におけるどの立場の者からの依頼によるかは明確にしてください。

（東京弁護士会調査室）